

## 入会のご案内

### 西宮渡辺人工関節友の会とは

この会は、当院(西宮渡辺病院・西宮人工関節センター)で人工関節手術を受けられた方をはじめ、膝や股関節の痛みにお悩みの方々の集まりです。年一回のクラブ集会を開催し、最新の医療についてお伝えすると共に、相互交流を図り情報交換等を行えればと思います。同じ悩みを持つ人同士で、或いは退院後しばらく振りに手術を受けた先生やスタッフとコミュニケーションの機会の場合として、皆さまが日常生活の問題を解決され、心豊かな生活が送れますよう微力ながら支援させていただきたいと思っております。友の会の趣旨に賛同される方は、手術を受けておられない方でも、どなたでもご入会できます。

### 入会方法(※入会無料)

このパンフレットの入会申込書を西宮渡辺病院受付に直接ご提出いただくか、郵便またはFAXを友の会事務局までお送りください。

〒662-0863 西宮市室川町10-22 西宮人工関節センター内

西宮渡辺人工関節友の会事務局

電話 0798-74-2630 FAX 0798-74-0199

<http://www.n-watanabe-hosp.jp/>

### 会員特典

- ・社会医療法人渡邊高記念会の主催する講演会等にご招待
- ・院外広報誌・催し物案内などを毎号送付
- ・年1回友の会懇親会にご招待
- ・年1回体脂肪・健康体力等の無料測定(健康塾※要予約)

講演会の様子



### 「西宮渡辺人工関節友の会」入会申込書

ふりがな		
お名前		性別:( 男 ・ 女 ) 年齢(任意) 歳
ご住所	〒  ☎(      —      —      )	※当法人からの案内(DM)送付の希望 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
事務局 記入欄	会員番号(                      ) 受付日付(                      ) 担当(                      )	備考

※ご提出いただいた個人情報は、友の会運用目的以外では利用いたしません。

# 西宮渡辺人工関節友の会 (Club Joint)

## 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、西宮渡辺人工関節友の会(以下『当会』)と、西宮渡辺人工関節友の会会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。西宮渡辺人工関節友の会事務局(以下「事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

### 第1条 総則

#### 1 (会員規約の適用)

当会は、会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行います。また、当会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 2 (会員規約の変更)

当会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決による承認を経て、本規約を変更することがあります。

### 第2条 入会申込等

#### 1 (入会申込)

当会への入会の申込をする方は、入会申込書に必要事項を記入して、事務局を経て理事長に提出することとします。

#### 2 (入会の成立)

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。

#### 3 (入会申込の拒絶等)

当会は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合

2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合

3) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

#### 4 (会員資格有効期間)

1) 会員資格有効期間は、5年間とします。

2) 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とします。

### 第4条 会員の権利

1) 会員は当会の主催する活動及び事業に参加し、会報やレポート等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画できます。

### 第5条 入会申込記載事項の変更等

#### 2 (個人会員の資格継承)

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。また、この場合の第三者への資格継承はできません。

2) 第3条6項(入会申込の拒絶等)の規定は前項の場合についても適用されます。

#### (会員の氏名及び名称等の変更)

1) 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を事務局に通知する必要があります。

2) 前項の規定による変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になっても、当会はその責を負わないものとします。

#### 第6条 会員資格の停止

当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び催告することなく、当該会員の資格を停止または除名することがあります。

① 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

③ 当会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合

④ 当会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

⑤ 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

⑥ 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき

⑦ 本規約に違反した場合

⑧ その他、当会が会員として不適当と判断した場合

### 第7条 会員資格の解除

1) 会員は当会に対し、書面で開催することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時を生じるものとします。

### 第8条 会員資格の継続

1) 会員資格有効期間が満了する場合には、会員に対して当法人より継続のための案内を通知します。

### 第9条 その他の禁止行為

会員は当会の名称及び会員名簿等、またその活動趣旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。

その他、定款に定められた目的を理解し、当法人の趣旨に反する行為等を行ってはいけません。

### 第10条 意見の募集

会員による当会の運営に対する要望・批判等の各種ご意見については、文書・電子メール等をもって随時事務局を通じて募集し、必要に応じて理事会その他でその内容を審議し事業活動に反映します。

### 第11条 情報管理

#### 1) 個人情報

会員の個人情報は、(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)プライバシー保護のため、全会員がその取り扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡や売却をしたり、その内容の一部または全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

#### 2) 情報

当会が作成し発行する全ての資料・データ等については、事務局の許可なく他の媒体に掲載をしたり、第三者に譲渡や売却をしたり公表してはいけません。

### 第12条 その他

#### 20 (規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

(附則) 本規約は 2012年6月1日より実施します。